

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月9日

横浜市契約事務受任者
総務局長 松浦 淳

1 契約の概要

令和6年能登半島地震被災地派遣宿泊拠点手配等業務委託

2 履行(納品)場所

石川県金沢市各地

3 契約日

令和6年1月12日

4 履行日又は履行期間

令和6年1月14日から令和6年3月31日まで

5 契約金額

11,278,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社JTB 横浜支店 支店長 高橋 伸明
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和6年能登半島地震の対口支援にあたって、応援要請を受けてから現地活動までの準備時間が短く早急に手配が必要となるため、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

本市からの派遣職員をできる限り分散せず同一宿泊地で滞在することで、情報共有や安否確認及び業務引き継ぎ等で円滑に派遣業務を遂行することができます。

宿泊地の確保に加え、現地での移動手段として必要なレンタカーも併せて確保ができ、他機関でも同じような緊急契約を結んでいる実績がある事業者は他に無いため、当該事業者を選定しました。

9 所管課

総務局危機管理課